

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	総務課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○総務費寄附金の歳入科目について  ・歳入科目及びより適切な対応方法の検討
措置内容	・寄附金については、全て歳計現金として、当該年度の歳入とした。(平成 29 年 4 月) ・新たに「会津若松市ふるさと寄附金基金」を設置し、寄せられた寄附金の目的に応じ、若松城整備等基金、社会福祉基金などの既存の基金の設置目的に沿ったものは当該基金に積み立て、それ以外の目的(まちづくり全般、観光振興、教育の充実、道路や公園の整備など)の寄附金については、会津若松市ふるさと寄附金基金に積み立てることとした。(平成 29 年 3 月)

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	危機管理課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○防犯灯設置等事業について  ・補助金交付に係る制度の効率化及び簡便化の検討
措置内容	・今後においても、補助金交付という性質上、町内会が記載、押印した申請様式と必要最小限の確認すべき書類を提出していただき、担当が書類等の確認を上で受付し、グループ内でのチェック体制の強化や効率性を図り、業務を遂行していく。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 12 月 26 日公表)

所管課	障がい者支援課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○特定疾病療養受給証所持者に対する重度心身障がい者医療費助成金の過支給について  ・再発防止策の徹底及びよりよい事務処理方法の調査・検討
措置内容	<再発防止策の徹底> (1)医療保険制度に関する理解の徹底 ・国保年金課医療費担当者による研修会に参加し、医療費制度について理解を深めた。今後も国保年金課と連携し、課内研修を継続的に実施する等、医療費制度を理解できるよう努める。 (2)事務処理マニュアルの見直しによるエラーチェックの強化 ・「高額療養費データ取込チェック表」により、複数担当者が紙データとシステムを確認しながら、当月分パンチ取込データと過去助成データについて、病院、調剤薬局受診分で医療費助成の重複がないかを確認。最終データを作成後、エクセルデータにより、前段と同様のチェックを別の職員が行い、チェック機能を強化した。

	<p>(3)重度医療対象者への制度、手続きの説明の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費の対象となる特定疾病療養受給者証所持者に対し、病院と調剤薬局に支払った医療費について、医療保険者への高額療養費の申請等が必要なことを文書で案内し、制度と手続きについて周知を図っている。</li> </ul> <p>(4)各保険者との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度心身障がい者医療費助成制度の現物給付導入にあたり、スムーズな移行に向け、各保険者と協議しながら事務を進めるとともに、制度変更について周知を図った。</li> </ul> <p>&lt;よりよい事務処理方法の調査・検討&gt;</p> <p>(1)重度心身障がい者医療費助成制度における現物給付化の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 29 年 10 月診療分から現物給付化を開始した。</li> </ul>
--	--

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 12 月 26 日公表)

所管課	健康増進課
指導事項、指摘事項又は意見	<p>○会津若松市食育ネットワーク補助金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付にかかる事務手続きの適正化及び適正な支出のあり方の検討</li> </ul>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付にかかる事務手続きにあたり、精算事務がなされていなかったが、平成 28 年度の補助金については、事業終了後、精算手続きを適切に処理した。</li> <li>・また、当該団体における公金支出のあり方や事務執行体制について精査を行い、当該団体は市や市以外の食育推進に取り組む団体等を構成員としており、市と一体となって事業推進に取り組んでいることを踏まえ、団体の性質上、負担金として支出することが妥当であるとして、平成 29 年度から新たに負担金交付要綱を設置し、当該団体に支出した。</li> </ul>

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	観光課
指導事項、指摘事項又は意見	<p>○若松城天守閣等利用促進等業務委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務の指定管理業務の一環としての公募等、より透明性を図るため別途随意契約によらない契約方法の改善</li> </ul>
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若松城天守閣等利用促進業務委託については、指定管理業務と密接不可分な業務であり、平成 30 年度からの指定管理者の募集にあたり、指定管理業務として組み込む手法で公募を実施した。</li> </ul>

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	観光課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○一般財団法人会津若松観光ビューロー補助金について  ・成果の検証及び第三者への説明責任の観点に立った事務事業の総括
措置内容	・会津若松観光ビューロー補助金については、実績報告書とは別に、より詳細な明細書の写し等を提出させ、内容の精査を実施することで、事業成果の検証を行っている。指摘の成果の検証及び第三者への説明責任に立った事務事業の総括については、支出科目ごとの決算書とは別に、取り組み事業ごとに収支状況が理解しやすいよう、事業別決算書を添付したほか、事業報告内容も第三者へわかりやすい記載に努めている。今後においても、報告内容の充実等に取り組み、説明責任の観点に立った報告作成に努める。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	商工課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○会津ブランドものづくりフェア実行委員会負担金について  ・成果の検証及び第三者への説明責任の観点に立った事務事業の総括
措置内容	・当該負担金は、会津ブランドものづくりフェア実行委員会の構成団体である市が、当該フェア実施にあたり必要となる経費を負担するものである。定期監査時において、収支決算書の提出のみに留まったが、事業終了後の実績報告の関係書類としては、事業成果・実績等を示した報告書も併せて作成している。また、当該実行委員会において、収支決算書や事業報告書により事業成果・実績等を報告し、事業内容についての検証等を協議している。 ・定期監査において当初提出した書類が、出納簿及び収支決算書のみであったことに起因した指摘であったが、こうした認識を改めつつ、今後も指摘のあった観点に留意し、事業遂行に努める。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	商工課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○風評対策キャラバン隊活動事業業務委託について  ・県緊急雇用創出事業業務委託における事業総括のあり方の検討
措置内容	・平成 28 年度の緊急雇用創出事業においては、見積、契約、事業実施の経過及び事業成果に係る書類について、一連の文書として整理した。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	商工課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○地域コミュニティポイントサービス実証事業業務委託について  ・協議経過や変更理由の明示など、透明性に留意した事務対応並びにプロポーザル活用に係る事前の一定程度の事業スキーム検討の必要性
措置内容	・今後、委託業務内容の変更にあたっては、受注者との協議経過や変更理由等の文書を作成、決裁を受けることにより、組織としての意思決定のプロセスを明確にするとともに、事業実施の際には、事業化の前段にスキームを確立した上で、発注者としての責任と役割を踏まえ、プロポーザルの有効活用を図る。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	企業立地課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○データ入力オペレーター育成業務委託、コンタクトセンター・オペレーター育成業務委託及びコールセンター・リーダー育成業務委託について  ・県緊急雇用創出事業業務委託における事業総括のあり方の検討
措置内容	・本事業による就業者は、現在も半数以上が委託先で継続雇用されているところである。また、本事業は、パソコンスキルやビジネススキル、トークスキルなど、基礎的技能の習得の場として、人材育成の機能も有したところであり、離職者にあたっては、今後の就業に繋がるものと認識している。そうした事業の効果が市民にわかりやすく総括できるよう市は、本事業実施者に対する雇用状況の確認を定期的に行っていく。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	企業立地課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○(仮称)ICT オフィス環境整備基本計画策定業務委託について  ・要求水準及び仕様内容に係る多面的な検討
措置内容	・ICT オフィス環境整備事業は、同基本計画に基づき、事業者を公募して決定し、平成 29 年 5 月に事業契約の締結、6 月には議会の議決を得て、市と事業者との建物売買仮契約が本契約となり、着実に進捗しているところであり、基本計画策定時の指摘を踏まえ、公募要項や契約書、今後のマネジメントには官民連携アドバイザーの監修を得て取り組んでいる。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	都市計画課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○市建築物耐震化促進事業補助金交付要綱と納税証明書の添付について ・納税の確認期間や手法を含めた要綱の見直しや運用の検討
措置内容	・納税の確認時期については、当該年度を含む過去 3 年分と要綱に明確化するとともに、申請者の負担軽減を図る観点からも納税状況の確認に関する同意書を提出することで市が確認することができるように要綱の改正を行った。 (確認期間の明確化:29 年 3 月改正、同意書の提出:29 年 10 月改正)

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	花と緑の課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○会津総合運動公園陸上競技場周辺修景・管理施設整備工事に伴うフェンス設置工構造計算書について ・設計積算における、構造物の安定計算や構造計算に係る関係法令等改正時の対応
措置内容	・当時準用すべき法の適用日における基準によりフェンスの構造計算をし直したところ、安全を満たしていることを確認したことについて、既に報告しているが、指摘以降、準用すべき各種基準の適用日に留意しており、今後も引き続き留意する。

平成 28 年度 公の施設の指定管理者監査  
(平成 29 年 1 月 31 日公表)

所管課	花と緑の課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○運動施設の維持管理について ・利用者の立場に立った効率的効果的な施設の維持管理 ・市全体の効率的組織のあり方も含めた、利用者目線による一体的管理のあり方に係る調査・検討
措置内容	・都市公園及び市民スポーツ施設の維持管理については、これまでも指定管理者やスポーツ推進課とノウハウや情報を共有しながら実施してきたところだが、運動施設は利用者からみれば一様であることから、更なる連携強化により、利用者の安全確保及び適正な修繕等の維持管理に努める。 ・利用者目線による施設の一体的管理のあり方については、関係各課との協議・調整を行うとともに、組織のあり方や職員配置等といった全庁的な取り組みが必要な事項であることから、引き続き検討する。

平成 28 年度 公の施設の指定管理者監査  
(平成 29 年 1 月 31 日公表)

所管課	花と緑の課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○利用者のサービス向上について  ・指定管理者の自主事業に対する連携強化及び支援・協力 ・指定管理者における事業拡張準備金の活用に伴う指定管理者との十分な協議の検討
措置内容	・都市緑化の推進及びスポーツ・レクリエーションの振興を目的とした指定管理者の自主事業については、これまでも花苗生産などにおいて相互に支援・協力を行ってきたところだが、今後も、指定管理者との十分な協議や支援・協力を努める。 ・事業拡張準備金の活用については、会津総合運動公園において、これまで施設利用者や来場者から、飲食物を提供する施設や飲食できる室内スペースがほしいとの声が多く寄せられており、利用者のサービス向上を図るため売店等の便益施設の設置について検討してきたところだが、指定管理者と協議を重ねた結果、事業拡張準備金の活用による便益施設の整備について合意形成が得られ、平成 29 年 8 月に休憩所兼売店「お休み処」の設置に至った。なお、運営は自主事業に委ねているものの、公園管理者として事業の運営等に注視していく。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	区画整理課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○仮換地に伴う物件移転補償の工事の確認について  ・物件移転補償に係る権利者意思による工事未施工案件の工事完了確認書等への明示及び本人確認の必要性の検討並びに本人要求による物件移転補償工事が未施工である場合の対応の改善
措置内容	・権利者意思による工事未施工案件について、工事未施工がある場合は、工事完了確認書に、未施工部分が権利者の意思によるものであることを示す打合せ事項を記載した「用地交渉記録」を添付し、権利者の署名・捺印を行い本人確認を行っている。 ・権利者の要求による物件移転工事が未施工の場合については、交渉中に要求された補償の妥当性について十分な精査、検討を行い補償内容を確定し、契約後の補償工事期間中においても未施工箇所が無いように権利者との十分な打合せを行う。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	区画整理課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○6大街区6-9号線外道路築造及び宅地造成工事における土量計算について ・設計図書作成業務における検算機能及び審査機能の改善
措置内容	・設計図書の作成に際しては、再度基本的事項や積算方法について設計者間で考え方を統一し、さらに時間に余裕をもって検算者にチェックしてもらおう等、これまで以上に検算・審査のチェック体制を強化している。 ・設計、積算に関する情報については、その都度グループ回覧を行い、設計者間での情報共有を図っている。

平成 28 年度 随時監査  
(平成 28 年 7 月 20 日公表)

所管課	道路建設課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○市道若3-40号線外側溝工事における事故に伴う市発注工事での再発防止策について ・組織全体の課題として、再発防止策が形骸化することのないよう仕様書及び施工計画書の遵守の徹底
措置内容	・特記仕様書には「受注者は、当該工事を実施するにあたり、予め、地下埋設物確認書において、埋設物の有無の確認を行い、地下埋設物確認書を提出すること。」を記載し、現場着手前に、各埋設物管理者に地下埋設物を確認し、確認書の提出を義務付けた。 (平成 28 年 4 月 1 日以降起工する工事から実施)

平成 28 年度 定期監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	道路建設課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○(仮称)河東学園中学校建設予定地造成工事に係る設計積算及び施工管理について ・設計図書作成業務における検算機能及び審査機能の改善 ・今後の工事施工における設計図書及び施工計画書に基づいた施工管理の徹底
措置内容	・検算機能の強化については、これまで以上に、設計内容の妥当性の判断を含めた検算を行う。 ・審査機能の強化については、これまで以上に、グループリーダー及び課長による内容審査を行う。 ・施工管理の徹底については、これまで以上に、各監督員が共通仕様書等の施工管理基準、写真記録管理基準を熟知した施工管理に当たる。 (平成 29 年度 4 月 当初のグループ会議において所属長がその徹底を指示した。)

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 8 月 8 日公表)

所管課	道路維持課
指導事項、指摘事項又は意見	○溢水対策事業市道門3-104号線水路整備工事に係る交通誘導員の増額変更について ・交通誘導員の増額変更に係る手続が不透明なもの
措置内容	・交通誘導員の算出方法については、建設部(建築課を除く5課)及び農林課で統一を図った。具体的には、特記仕様書に「交通誘導警備員の人数について、設計と著しく乖離が生じた場合、工程表等の資料を監督員に提出し、協議すること」と記載した。(平成 29 年 10 月 1 日適用)

平成 27 年度 定期監査  
(平成 27 年 7 月 31 日公表)

所管課	文化課
指導事項、指摘事項又は意見	○歴史資料調査研究業務委託の契約事務の適正化について ・仕様書の不明確さの是正(事務費として認める範囲・条件等の記載)
措置内容	・歴史資料調査研究等業務委託については、資料展示や解説等の施設運営を含めた委託を平成 28 年度より始めたところであり、施設運営やそれに伴う事務費の支出については、文化課と相手方の協議のもと、行ってきたところである。施設運営も軌道に乗ってきたことから、平成 30 年度からは仕様書に、共済費・賃金・報償費の person 費及び需用費・役務費・負担金・公課費・委託料を事務費として認めることを明記して、業務委託を行っている。

平成 27 年度 行政監査  
(平成 28 年 3 月 23 日公表)

所管課	スポーツ推進課
指導事項、指摘事項又は意見	○会津若松市鶴ヶ城ハーフマラソン大会実行委員会における事務効率の更なる改善 ・複雑な入出金の適正かつ効率的な管理手法の検討
措置内容	・入金の際に複数による確認を徹底して行った。 ・出金の際は予算残額を確認し、重層チェックを行った。 ・窓口での申込については、整理簿を作成し、適正な現金管理に努めた。



平成 28 年度 公の施設の指定管理者監査  
(平成 29 年1月 31 日公表)

所管課	スポーツ推進課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○運動施設の維持管理について ・利用者の立場に立った効率的効果的な施設の維持管理 ・市全体の効率的組織のあり方も含めた、利用者目線による一体的管理のあり方に係る調査・検討
措置内容	・都市公園及び市民スポーツ施設の維持管理については、これまでも指定管理者や花と緑の課とノウハウや情報を共有しながら実施してきたところだが、運動施設は利用者からみれば一様であることから、更なる連携強化により、利用者の安全確保及び適正な修繕等の維持管理に努める。 ・利用者目線による施設の一体的管理のあり方については、関係各課との協議・調整を行うとともに、組織のあり方や職員配置等といった全庁的な取り組みが必要な事項であることから、引き続き検討する。

平成 28 年度 公の施設の指定管理者監査  
(平成 29 年1月 31 日公表)

所管課	スポーツ推進課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○利用者のサービス向上について ・指定管理者の自主事業に対する連携強化及び支援・協力
措置内容	・都市緑化の推進及びスポーツ・レクリエーションの振興を目的とした指定管理者の自主事業については、これまでもスポーツ教室などにおいて相互に支援・協力を行ってきたところだが、今後も、指定管理者との十分な協議や支援・協力による連携に努める。

平成 28 年度 定期監査  
(平成 28 年 12 月 26 日公表)

所管課	水道部施設課
指導事項、 指摘事項又は 意見	○老朽管更新事業(滝沢町・上町)配水管布設替工事におけるイメージアップ経費に係る受注者の実施内容の確認について ・水道部内におけるイメージアップ経費のあり方の共通理解及び業者への適切な指導の必要性
措置内容	(1)水道部内におけるイメージアップ経費の計上に関する共通理解については、平成 28 年度における設計ワークショップ等開催時に、 ・適用範囲は、周辺住民の生活環境への配慮や広報活動が必要な新設工事(布設替えや維持管理工事を除く)が対象であること。 ・計上した工事については、福島県土木工事標準積算基準に基づき、現場環境改善等に関する各項目を適正に実施すること。 などについて、資料(福島県土木工事標準積算基準の写し)を配布し確認することで、共通理解を図った。

	(2)施工者に対しても、平成 29 年 5 月 17 日に開催した水道工事施工管理基準等担当者研修会において、同資料等を配布し指導するなど、共通理解を図り、適正な工事管理に努めている。
--	--

平成 28 年度 行政監査  
(平成 29 年 3 月 29 日公表)

所管課	契約検査課(各課共通)
指導事項、 指摘事項又は 意見	○随意契約手法の検討について  ・随意契約案件に係る入札、契約のあり方の絶えざる検証による契約の公平性・透明性の確保
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一者随意契約のあり方については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号の考え方を示した「随意契約適正執行のためのガイドライン」により、各所属において適正な契約手続きがなされるよう指導を行うとともに、一般業務委託に限らず、契約全般に関して必要な助言を行う他、毎年「契約事務説明会」を開催し、公平性、透明性及び競争性を確保した事務手続きがなされるよう周知してきたところである。</li> <li>・学校給食調理・洗浄業務委託については、一者随意契約を行っていた全ての案件において、平成 29 年 9 月に債務負担行為を設定し、平成 30 年度委託分から公募型指名競争入札又は制限付一般競争入札によることとし、より適正な入札契約事務手続きによることとした。</li> <li>・今後とも、公平性、透明性及び競争性が確保された入札契約事務がなされるよう努めていく考えである。</li> </ul>